

感染症罹患時の対応について

感染症に罹患した場合、必要に応じて【出席停止】の措置をとります。診断を受けた際、学校へご連絡ください。
登校を再開する際に、【治癒証明書】または【登校届】を提出してください。

【治癒証明書】…医療機関での発行が必要となります。医療機関によっては、文書発行料がかかります。
【登校届】…医師の指示に従って療養し、内容を保護者の方がご記入ください。

※ 感染症の出席停止期間のめやす(学校保健安全法施行規則 18 条、19 条による)と必要書類

	疾病名	出席停止期間	提出書類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ H5N1)	完全に治癒するまで	治癒証明書
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで	登校届
	新型コロナウイルス	発症後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで	登校届
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで	治癒証明書
	麻疹(はしか)	解熱したあと 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで	
	風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹は痂皮化(かさぶた)するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失したあと、2 日を経過するまで	
	結核	医師が感染の恐れがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染の恐れがないと認めるまで		
第三種	コレラ	医師が感染の恐れがないと認めるまで	治癒証明書
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症(O-157)		
	腸チフス		
	パラチフス		
	流行性角結膜炎(はやり目)		
	急性出血性結膜炎	症状に応じて出席停止の必要を医師が判断し、感染の恐れがないと認めるまで	登校届
	溶連菌感染症		
	手足口病		
	感染性胃腸炎(ノロウイルス等)		
	マイコプラズマ感染症		
伝染性紅斑(りんご病)			
その他 (医師の診断による)			